



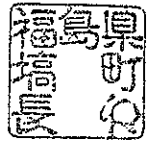
埴町告示第 19 号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 号の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和 6 年 3 月 12 日

埴町長 宮田 秀利



別紙

区域を変更する字の名称				同左の区域（令和6年2月13日現在の地番による。）
新		旧		
大字	字	大字	字	
湯岐	立石	湯岐	三ツ又	17の4
湯岐	迷木	湯岐	湯尻	1、2、3の1、3の3、4の1、4の2、5の1から5の3まで及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部